

## 基本計画（国税・地方税）及び書式・様式の統一（地方税関係）の論点

## 1. 電子申請義務化へ向けた取組等

- ① 2020年4月1日以降に開始する事業年度につき、資本金の額が1億円を超える法人等に関し、法人税・消費税等の電子申告が義務化された。基本計画によれば、環境整備として、(1)e-Tax・eLTAXの使い勝手の大幅改善、(2)国税・地方税の情報連携の徹底などに取り組んでいるとされているが、納税主体である企業や経済団体などへの働きかけはどの程度行っているのか。また、理解を十分に得られているのか。
- ② また、中小法人につき、2019年度においてe-Tax利用率85%以上という目標についても、達成される見通しがあると理解してよいか。2018年度の電子申請利用率はどの程度であったか。仮に達成された場合に更に高い目標を設定することは検討しているか。
- ③ 中小法人につき、eLTAX利用率70%という目標についても、2019年度に達成される見通しがあると理解してよいか。2018年度の電子申請利用率はどの程度であったか。仮に達成された場合に更に高い目標を設定することは検討しているか。

## 2. 国税と地方税の情報連携の推進

- ④ 国税と地方税の情報連携「開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化」（2020年3月）、法人税・地方法人税の「共通入力事務の重複排除」（2020年3月）、「財務諸表の提出の一元化」（2020年4月）については、具体的には、どのような手法をとるのか（e-Tax・eLTAXのどちらに提出・入力をするのか、共通入力事項は、国税・地方税間でどのように関連付けられて入力がワンスオンリー化されるのか等）
- ⑤ 経済団体からは、以下のような連携についても推進してほしいとの声がある。こういった声に対しても対応するべく取り組んでいただけると理解してよいか。特段の問題点等あれば御教示ください。
  - (1) 連結親法人の所轄税務署への申告のみをもって連結子法人所轄税務署及び関係地方自治体にも情報連携されるよう、ワンスオンリー化。
  - (2) 申告情報の共有に関し、例えば、国税において更正決定等があった場合に、連動して提出すべき自治体への修正申告書について、情報連携により自動的に行えるようにしてほしい。現在、法人税の所得金額等のデータは、既に各国税局と都道府県間で情報共有されていると承知するが、冒頭のようなワンスオンリー化は実現できないのか。情報が足りずに困難であるなら、必要な情報も提供することはできないのか。
  - (3) 国税に関する各種の提出書類で、重複記載を解消してほしい。例えば、(1)別表十七(三)(特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書)と別表十七(四)(国外関係者に関する明細書)や、(2)会社事業概況書と財務諸表につき、重複記載・重複感が指摘されている。指摘の書類を含め、電子申告の義務化を推進するに当たり、少なくとも重複記載・重複感の解消に向け、どのように取り組んでいくのか。

### 3. 地方税の電子納税環境整備・地方税共通納税システムの拡充

#### (地方税の電子納税の推進)

- ⑥ 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付について、平成 30 年度から、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子送付が可能となるシステムの導入に向けて検討を進めることとされているところ、「事業者から比較的要請の強い固定資産税（償却資産）」につき、まずは電子納税の導入に向けた検討を行う予定との御回答であった。家屋や土地にかかる固定資産税はもとより、その他の税目についてもニーズはあると思われるが、同時並行的に導入へ向けた検討を進めることはできないのか。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）及びフォローアップ

No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
11	個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成 30 年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。	事業者から比較的要請の強い固定資産税（償却資産）について、一般財団法人資産評価システム研究センターの償却資産課税のあり方に関する調査研究委員会（平成 30 年度 4 回開催）の報告を踏まえ、来年度、まずは電子申告の機能向上を検討しつつ、電子納税の導入に向けた検討を行う予定。	a:平成 30 年度 検討開始、結論を得次第速やかに措置	総務省
		b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。	平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。	b:平成 30 年度以降継続的に措置	

#### (地方税共通納税システム)

地方税共通納税システム（共同収納）（※）については、法人事業税に関し対象とされ、平成 31 年 10 月より運用が開始されると承知している。

- ⑦ 対象の税目については、すべての地方公共団体に対する納税が可能であると理解してよいか。
- ⑧ 地方税全体では固定資産税など、件数ベースで 9 割以上が賦課課税であると承知するが、賦課課税の税目に対しても導入拡大の予定はあるか。いつまでに導入できる見込みか。導入しようとする場合、特に技術的な障害があるのか。

（※）電子申告と連続的に、一度の手続で、複数の地方公共団体に納税することができる仕組み。

#### 4. e-Tax の使い勝手の向上

- ⑨ 個人が電子申請を行おうとするときには、(1)マイナンバーカード及びICカードリーダライタを用意したうえでe-Taxのサイトに接続する必要があるほか、(2)e-Tax利用者識別番号及びパスワード、(3)公的個人認証サービスを利用するためのパスワードが必要であったが、平成31年1月からは、e-TaxのID・パスワードは不要になったという理解でよいか。一方で、引き続き公的個人認証のパスワードは必要なのか。認証レベルについては、しかるべき行政機関と相談の上で決定しているのか。
- ⑩ 個人による電子申請の本人確認の手段として、マイナンバーカードを利用せずにID・パスワード方式での利用が可能となったが、マイナンバーカード方式とID・パスワード方式は、現状で概ねどの程度の比率になっているか。
- ⑪ 事業者による電子申請の本人確認の手段として、法人認証基盤（ID・パスワード方式）の利用は検討しているか。
- ⑫ 昨年の審議（平成29年9月21日）の御説明では、e-Taxのメッセージボックスについては、納税者本人のマイナンバーカード等による認証を必要とするとのことであるが、新たに導入された「厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワード」によるログインを行う者は、マイナンバーカードがなくともメッセージボックスを閲覧できるという理解でよいか。仮にID・パスワードのみではメッセージボックスが利用できず、マイナンバーカードでの公的個人認証が必要ということであれば、この認証レベルについては、しかるべき行政機関と相談の上で決定しているのか。
- ⑬ e-Taxの受付時間の拡大については、昨年の審議（平成29年9月21日）でも「検討を進めてまいりたい」との回答であったが、拡大へ向け、検討はされているのか。電子申請の義務化などの環境変化を考えれば、通年24時間化へ向けて具体的に検討すべきではないか。

(次ページへ)

## 5. 書式・様式の統一の推進（地方税関係）

- ⑭ 保険契約照会に関し、標準書式「契約内容の照会について」の使用状況につき調査を行ったとのことだが、調査結果につき、御教示ください。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）及びフォローアップ

No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
9	保険契約照会様式	a 保険契約照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 141 条）については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月閣議決定）に基づき、平成 27 年度に地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について（生命保険・共済用）」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成 30 年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。	平成 31 年 1 月 24 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。また、当該様式の使用状況について、年度内にとりまとめるべく調査を実施。	a:平成 30 年度措置	総務省
		b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。	上記調査結果を踏まえ、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。	b:標準書式が普及しない場合に平成 30 年度以降検討	

- ⑮ 給与等照会に関し、平成 31 年 1 月に「統一書式」の使用を要請したとのことだが、周知を実効あらしめるため、使用状況につき、然るべき時期に調査を行っていただきたいと考えるが、いかがか。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、抄）及びフォローアップ

No.	事項名	規制改革の内容	取組状況及び今後の予定	実施時期	所管府省
10	給与等照会様式	給与等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	全国地方税務協議会に設置されたワーキンググループ（平成 30 年度 3 回開催）でとりまとめた統一様式の使用について、平成 31 年 1 月 24 日に事務連絡を発出し、全地方自治体に要請。	平成 30 年度措置	総務省